

「就労条件総合調査」民間競争入札実施要項（案）の主な審議の内容

<業務の内容について>

- 平成 22 年 8 月に確定した事業の評価を踏まえ、調査対象企業の区分等に  
応じた協力依頼、督促等の工夫が可能となるよう、受託事業者に対し調査  
対象企業の情報をどのように提供するのか。

〔厚生労働省の見解〕

調査票の提出状況や新規対象企業、企業規模等の調査対象企業の情報に  
ついて、「調査対象企業名簿」等により、契約後、受託事業者に提供する  
こととする。

<サービスの質（要求水準）について>

- 有効回答率の目標については、現行事業と同様に、国が実施した平成 17  
年から 20 年の実績値により設定されているが、民間事業者が実施した 21  
年及び 22 年の実績を踏まえ設定する必要はないか。

〔厚生労働省の見解〕

国が実施してきた有効回答率を確保することを目標として設定している。  
民間事業者による実績は平成 21 年及び 22 年の 2 回分であるが、21 年につ  
いては、厚生労働省の職員が督促を一部実施しており、民間事業者単独で  
の実績は 22 年のみであることから、民間事業者の実績を蓄積した上で、改  
めて目標設定の変更を検討することとした。

- 新たに設定した「個票審査業務」に係る質の内容は妥当か。

〔厚生労働省の見解〕

「個票審査業務」については、調査結果の質に影響を及ぼす重要な業務  
であることから、その確実な実施を確保するため、定性的な質として、「厚  
生労働省が貸与する個票審査要領に基づき、回収した調査票の審査を行い、  
未記入又は誤記入のあった項目については、調査客体に疑義照会し、調査  
票の記入訂正を行うこととし、厚生労働省の審査によって指摘を受けない  
ようにすること」と設定した。

<情報開示について>

- 事業の評価を踏まえ、事業実績のない民間事業者においても実施状況を踏まえた工夫（企画書の提案）が可能となるよう、実施状況について十分な情報開示がなされているか。

[厚生労働省の見解]

平成 21 年度業務における受託事業者の実施体制や督促の方法、個票審査・疑義照会の件数等、業務の実施に必要な情報を適切に情報開示した。

<その他>

実施要項作成の指針や他の統計調査業務の実施要項の内容を踏まえ、業務の引継ぎや民間事業者との連携について明記するとともに、「落札者決定に当たっての評価項目」について得点配分の変更を行うなど、現行事業の実施要項から内容の充実を行った。また、事業の評価の時期及び評価のための実施状況等の提出時期を明記した。